

スマートフォンの**決済アプリ**を
利用することで

いつでもどこでも
簡単に市税などを
納付できます

●税務課（内線 125）

市税などが
スマートフォンで納付できます

利用開始日 3月1日(月)

対象となる税目

市県民税(普通徴収) 固定資産税・都市計画税
軽自動車税(種別割) 国民健康保険税(普通徴収)

利用できるスマートフォン決済アプリ

PayPay 請求書払い LINE Pay 請求書支払い
PayB 支払秘書



手数料 無料(通信料は利用者負担となります。)

必要なもの 納付書、スマートフォンまたはタブレット端末

利用方法

- ①専用アプリをダウンロードし、利用登録などを行う。
 - ②アプリを起動し、納付書に印字されたコンビニ収納用バーコードを読み取る。
 - ③納付内容を確認し、決済を行う。
- 利用方法は、各アプリの公式サイトに詳しく記載されています。

注意事項

次の納付書は利用できません。

- 納期限を過ぎたもの
- バーコードが印字されていないもの
- 納付額が30万円を超えるもの

また、領収書は発行されませんので、納付履歴は各アプリの利用明細で確認してください。

軽自動車継続検査(車検)などで納税証明書がすぐに必要な場合は、金融機関やコンビニエンスストアなどで納付してください。

詳しくは、市ホームページをご確認ください。

市ホームページは
こちら▼

